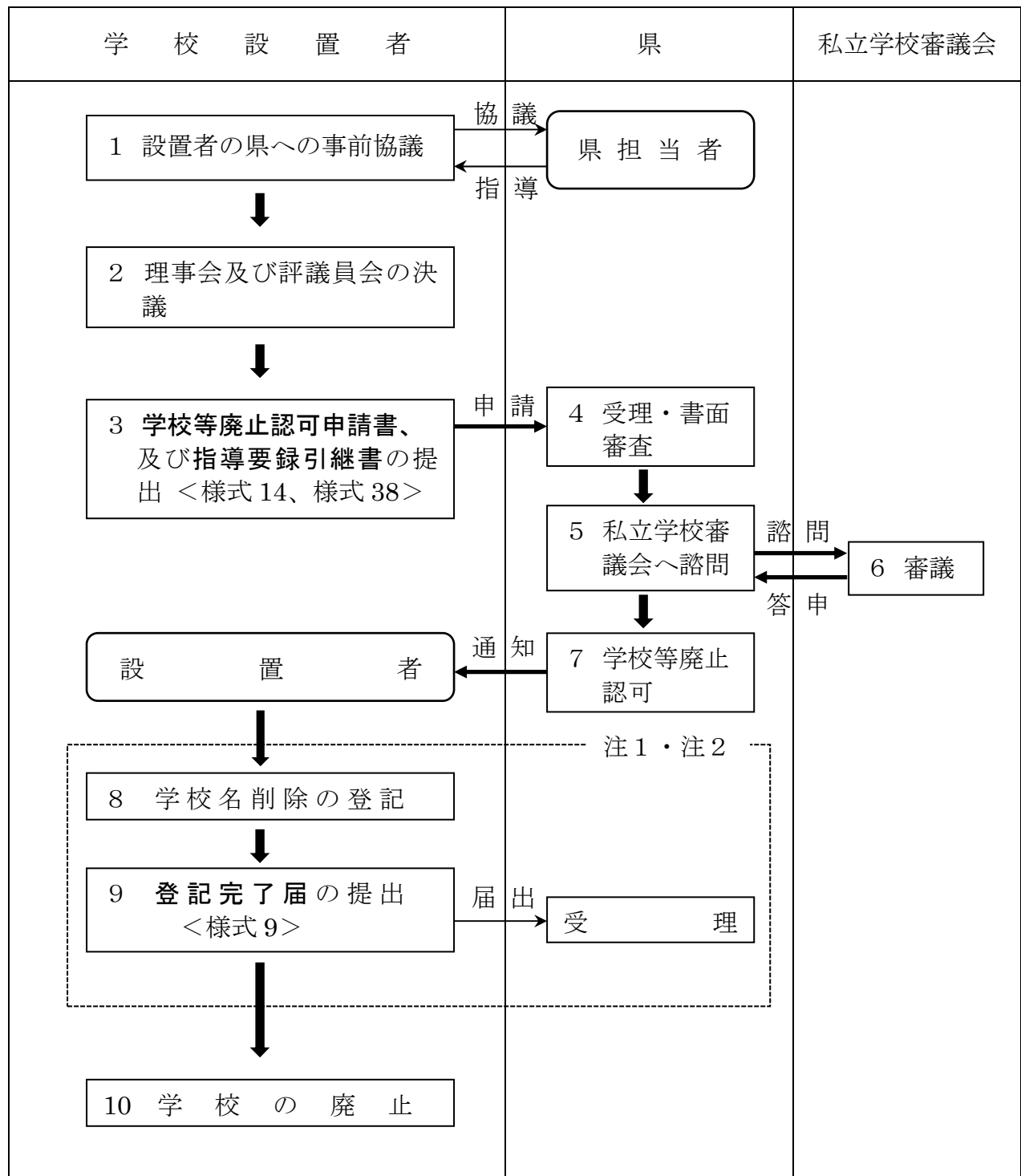


2 学校等の廃止 (高等学校の課程・学科を廃止する場合、又は専修学校の課程を廃止する場合) もこの手続に準ずる。



(注) 1 学校法人を解散せずに学校を廃止する場合は、8、9の手続は必要である。

2 高等学校の課程、学科を廃止する場合、又は専修学校の課程を廃止する場合は、8、9の手続は不要である。

3 寄附行為変更を行う場合、学校法人を解散する場合は、それぞれの手続を同時に行う必要がある。